



令和6年4月5日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域福祉課	生活支援係	安藤 正信	内線 3450 直通 058-272-8264 FAX 058-278-2651

生活保護受給者の個人情報漏えいについて

生活保護受給者の扶養義務者に対して、郵送による扶養に関する意思確認の調査を行った際、誤って別の生活保護受給者の氏名等が記載された文書を同封する事案が1件発生しました。

記

1 事案の概要

可茂県事務所福祉課職員が、生活保護受給者の扶養義務者に対して、郵送による扶養に関する意思確認の調査を行った際、本来、空欄の回答書類を送付すべきところ、住所、氏名、続柄を回答書類に記載の上、別の生活保護受給者に誤って送付した。

郵送にあたっては、担当職員が依頼文と回答書類を封筒に封入し、別の職員が内容物のチェックを行っていたが、添付の回答書類に個人情報が記載されていたことを見落とした。

2 経緯

○3月29日（金）

生活保護受給者Aに係る扶養義務者1名（X）、生活保護受給者Bに係る扶養義務者2名（Y、Z）に、依頼文書と回答書類の2枚を送付。

○4月2日（火）

- ・13時30分ごろ、Aから、「娘（X）が、全く知らない人の名前（B）が入った文書が送られてきたと持ってきたので、返信用封筒で送り返した」と入電。
- ・可茂県事務所にて決裁書類を確認したところ、Xには白紙の回答書類、Y、ZにはBの名前等が入った回答書類となっていたことが判明し、XとY又はZの2者間で回答書類の入れ違いによる誤送付が起こったと認定し、Aに謝罪。
- ・18時40分ごろ、可茂県事務所福祉課職員がB宅を訪れ、顛末を説明し、謝罪。

○4月3日（水）

同日に取り扱ったBの扶養義務者2名のうちY宅を訪問し、送付書類を直接確認したところ、Xに送付するはずであった白紙の回答書類が同封されていたことから、X、Y間で入れ替わっていたことを確認。

○4月4日（木）

Xに送付した書類を、可茂県事務所にて回収。

3 現在の状況

現時点までに、本件に起因する個人情報の不正利用やトラブルは確認されていない。

4 今後の対応について

外部への書類の送付にあたっては、送付書類に不要な個人情報を記載しないよう徹底するとともに、不要な個人情報が記載された書類が混入していないかの確認を徹底する。